

様式第1号-1（第3条関係）

「しごとツーリズムバス」事業費補助金交付申請書

令和4年3月22日

募集期間内の日付を記載してください。

兵庫県知事様

「会長」「代表者」など、団体での役職を記入してください。

住所 神戸市中央区〇〇通△

団体名 〇〇子ども会

代表者職氏名 会長 兵庫 太郎

電話 (078) 123-4567

電子メール 〇〇@・・・

電子メールアドレスをお持ちでない場合は、記載を省略できます。

令和4年度において「しごとツーリズムバス」事業を下記のとおり実施したいので、その実施計画について承認申請するとともに、補助金 50,000 円を交付願いたく、令和4年度産業労働部補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

(1) 計画書

「しごとツーリズムバス」事業計画書

団体名 〇〇子ども会  
 担当者名 兵庫 次郎  
 〒 650-0001  
 住 所 神戸市中央区〇〇通△  
 T E L (090) 123-4567  
※平日の昼間に連絡可能な電話番号(勤務先、携帯等)  
 F A X (078) 123-1234  
 電子メール abc12345@def.ghijk

記

訪問施設番号には、「訪問施設例リスト」の「施設コード」をご記入ください。  
 ※リストにない施設に訪問される場合は、その施設が対象になるか兵庫県にご相談の上、「99999」とご記入ください。

実施日	令和4年4月1日(金)					
参加人数	50 人	左記の内訳	小中学生	35	その他	15
団体種別	※該当するものに〇印をしてください。 <input checked="" type="radio"/> 子ども会 ・ その他 ( )					
訪問施設名	施設訪問番号		訪問施設名称			
	20402		キッサニア甲子園			
学習時間	6時間 30分					
学習内容	各種職業体験を行い、ものづくりや仕事への理解を深める。					
バスの借上げ	100,000円 × 2台 = 200,000円 <small>(消費税、通行料、駐車料、ガイド料を除く)</small> ※借上げ料を支払う会社が発行した見積書を基に記載してください					
バス借上げ料に係る収支予算書 <small>※収入と支出の合計は一致させてください。</small>	区 分		予 算 額		摘 要	
	収 入	県補助金	50,000円			
		自己資金	150,000円			
		合 計	200,000円			
支 出	バス借上げ料	200,000円		消費税、通行料、駐車料、ガイド料を除く		

消費税、通行料、駐車料、諸経費、バスガイド料を除いて記入してください。

※下記の項目に相違ないことを確認し、□欄にチェックしてください。

- 兵庫県内の団体である。
- 宗教、政治、営利を目的とする活動を行わない。
- 公共団体や公社等県行政と密接な関係のある団体ではない。
- 学校での利用ではない。
- 今回のバスの借上げ料について、「しごとツーリズムバス」以外、他の公費の助成を受けていない。  
(受ける予定はない)
- 今年度 (      年度) の利用は初めてである。

※ 助成要件以外も含め、旅行の全日程を記載してください。

(バス会社等発行の行程表の添付でも可)

見学コース行程表	
〈日付〉 ( 4 / 1 )	出発地 : <u>〇〇公民館</u>
( 4 / 1 )	施設等の名称 : <u>キッザニア甲子園</u>
( / )	施設等の名称 : _____
( / )	施設等の名称 : _____
( / )	施設等の名称 : _____
( 4 / 1 )	解散地 : <u>〇〇公民館</u>

様式第1号-2 (第3条関係)

## 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

## 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 間接補助事業を行う場合にあつては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあつては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 兵庫県知事が、上記1及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

令和4年 3月22日

兵庫県知事様

一般枠：団体代表者の自宅住所を記入してください  
ふるさと企業学習枠：団体所在地を記入してください

住所 神戸市中央区〇〇通△

団体名 〇〇子ども会

代表者職氏名 会長 兵庫 太郎

電話 (078) 123-4567

電子メール 〇〇@・・・

電子メールアドレスをお持ちでない場合は記載を省略できます。

# 記入例

## 委任状

代表者印を押印してください。

※債権者登録書に押印する場合、同じ印鑑を使用してください。

令和4年 3月22日

委任者住所 神戸市中央区〇〇通△

団体名 〇〇子ども会

氏名 会長 兵庫 太郎 印

受任者住所 神戸市中央区□□通×

氏名 会計 兵庫 花子 印

こちらの受任者の欄には、債権者登録書で記入された「口座名義人」をそのまま記入してください。

この記入例では通帳の口座名義人が「〇〇子ども会 会計 兵庫花子」である場合を示しています。

代表者 **会長 兵庫 太郎**（以下「委任者」という。）は、**会計 兵庫 花子**（以下「受任者」という。）を代理人と定め、委任者が有する下記債権の受領に関する権限について、次の事項を特約のうえ委任します。

- 1 委任者は、受任者の同意なしに委任の解除または変更をしないこと。
- 2 委任者は、受任者以外の者に重ねて委任しないこと。
- 3 委任者は、直接に下記債権の受領を行わないこと。

債権の表示

令和4年度「しごとツーリズムバス」事業補助金

※受任者の欄には、別紙「債権者登録申請書」で記入いただいた口座名義人をそのまま同じく記入してください。

この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出してください。

## 債権者登録書

改正日：令和3年1月1日

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	※1 変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 氏名・法人名の変更 <input type="checkbox"/> 振込先の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※2 変更の場合でも、変更しない項目も含めて以降の		
(フリガナ) 住所 (所在地)	コウベシチュウオウク〇〇ドオリ△ 神戸市中央区〇〇通△		
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名	〇〇コドモカイ カイチョウ ヒョウゴタロウ 〇〇子ども会 会長 兵庫 太郎		
郵便番号	650 -0001	電話番号 (代表)	078-123-4567
経理担当者氏名	会計 兵庫 花子 (連絡先電話番号： 090- 321- 7654)		
記入者氏名	兵庫 次郎 (連絡先電話番号： 090- 123- 4567) (電子メール： abc12345@def. ghijk)		
支払方法 [該当を○で囲む]	② 口座振替払 (口座振込) ・ 3 隔地払 (送金)		
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	ミツイスミトモ エキマエ 三井住友 銀行 駅前 (金庫)		[注意事項5]
預金種別 [該当を○で囲む]	① 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他 ( )		
金融機関・支店番号	0009・999	口座番号	1234567
(フリガナ) 口座名義人	〇〇コドモカイ カイケイ ヒョウゴハナコ 〇〇子ども会 会計 兵庫 花子		
公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入			
(フリガナ) 別口普通預金口座	銀行 (金庫) 支店		前金専用口座登録時の注意 (兵庫県機関向け) …債権者コードの
金融機関・支店番号	・	口座番号	半角)、(複あるときは
(フリガナ) 口座名義人			B,C~とする)。氏名 (漢字) の前に「(前金)」を入力

上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。

令和4年 3月22日

兵庫県あて

住所 (所在地) 神戸市中央区〇〇通△  
氏名又は法人名等 〇〇子ども会  
代表者の職氏名 会長 兵庫 太郎

※1 登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注意事項6を参照。

※2 本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです (いずれか一つ)。

【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等

【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等

(注意事項)

- 1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が4年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 3 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず変更の登録書を提出してください。ただし、法人の代表者名のみが変更になった場合は提出不要です。また、経理担当者又は記入者の氏名又は連絡先のみが変更になった場合も、提出不要です。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。

- 5 支払方法が「3 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入（支店名は不要）してください。
- 6 この債権者登録書の提出とともに、登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。

【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等

【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等の公的書類（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）

本人確認書類の写しを添付しない場合は、「代表者の職氏名」の後ろに押印してください。法人等を債権者登録する場合は代表者印を、個人を債権者登録する場合は個人印を押印してください。なお、その印鑑は、金融機関届出印である必要はありません。